

上毛生き活き塾

参加者募集

■上毛町生き活き塾とは
誰もが、住みなれた地域で生き活きと暮らせるように、様々なプログラムを実施し、皆さんの健康寿命の延伸に寄与することを目指しています。

第3回 健康づくりノルディックウォーク教室

元気な身体を維持するには、無理なく楽しく運動を続けることが大切です。ウォーキングは、「いつでも、どこでも、誰でも」気軽におこなうことができる運動として注目されており、近年、愛好者が増えています。特に、2本のポールを使って歩く「ノルディックウォーク」は、正しい姿勢で体全体を使って歩くため、効率の良い歩き方が身につく、ダイエット効果はもちろん、認知症予防などが期待されています。健康づくりの一環として、幅広い年代の方を対象としたノルディックウォーク教室を開催します。

- 日 時 1月20日(土)14:00~16:00
■場 所 大池公園周辺(集合場所:ふるさと手づくり村屋外ステージ前)
■内 容 楽しく歩いて健康づくり-ノルディックウォーク-
(1)ノルディックウォークのお話
(2)ポールを使ったストレッチ
(3)ノルディックウォークで公園散歩
■対 象 者 健康づくりやウォーキングに関心のある方
■定 員 20名(先着順)
※町内在住の方を優先させていただきます。
■参 加 料 (1)ポールをお持ちの方 200円
(2)ポールをお持ちでない方 500円
■講 師 中川 晋吾氏
ノルディックウォーク公認指導員(鍼灸師・柔道整復師)
■申込方法 電話またはファックスで、住所・氏名・年齢・電話番号をお知らせください。



▲中川 晋吾氏

生き活き講座「笑いと健康講演会」

住民皆さんの健康づくりをはじめ、生きがいづくりにつながる知恵や技術(コツ)を学ぶ講座を開講します。今回は「笑い」をテーマに、健康で元気ハツラツと生きていくために必要なコミュニケーションの鍵、笑い発見、そのコツ、そのツボにせまりながら「笑いあえる関係づくり」の秘訣を、おもしろおかしく、一緒に学びます。笑うことは生きる力、元気のもと、コミュニケーションの力です。特に、「笑い」にはストレスを解消する効果や免疫力を高める効果があるといわれています。

- 日 時 1月24日(水) 14:00
■場 所 げんきの杜 視聴覚室
■内 容 (1)講演会「笑いあえる関係づくり」
講師:赤松文雄 氏(北九州生涯学習講師)
(2)福岡県職員によるお話「私もゲートキーパー」
※ゲートキーパーとは…
悩んでいる人に気づき、声をかけ、話をきいて、必要な支援につなげ、見守る人のことです。
■対 象 者 健康づくりや生きがいづくりに関心のある方
■定 員 50名 ※先着順
■参 加 料 無料
■申込方法 電話またはファックスで、住所・氏名・年齢・電話番号をお知らせください。
■共 催 福岡県京築保健福祉環境事務所

あかまつふみお

赤松文雄

[講師プロフィール]

北九州市健康マイレージ事業対象の健康講座、健康づくりステップアップ研修、「笑いと健康」や「人づきあい」、「人権と環境リスク」などのテーマで、市民センターや公民館での講演、社会福祉協議会や北九州市保健福祉局主催の研修、まちづくり協議会、老人会、婦人会、病院、福祉施設、大学、企業、諸団体での講演多数。朝日、毎日、読売、西日本新聞の報道各紙に取り上げられ、FM北九州ラジオ番組に出演も。笑って学べる楽しい講演と好評。

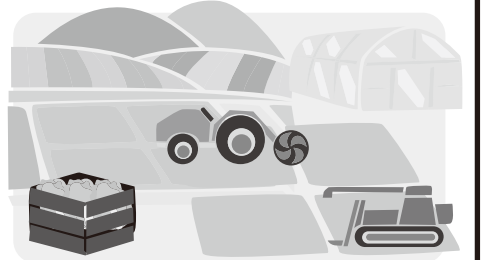
- ドクターよりもわかりやすい
○落語家よりもおもしろい
○ためになる



●申し込み・問い合わせ先 長寿福祉課 福祉医療係 TEL 72-3111(内線166) FAX 84-8021
地域包括支援センター TEL 84-7322 FAX 84-7323

農業委員会制度が変わります

農業委員会の組織及び運営などを規定する「農業委員会等に関する法律」が、平成28年4月1日に施行されました。今回の改正では、農業委員会の役割や、農業委員の選出方法、組織構成などが大きく変わります。



①農地などの利用の最適化を推進します

農業委員会の重点業務として、農地などの利用の最適化を推進することが明確化されました。

農地などの利用の最適化とは！

- 担い手農家への農地利用の集積・集約化
○遊休農地の発生防止・解消
○新規参入の促進

農業委員会の主な業務

- 農地法などによる法令業務(転用許可など)
農地などの利用の最適化の推進

今回の改正で新たに重点業務として位置付けられました！

②農業委員の構成と選出方法が変わります

これまでの選挙制と農業団体や議会などの推薦による町長の選任制から、町議会の同意を要件とする町長の任命制へと変わります。

農業委員の構成

- 過半数は、認定農業者
○農業者以外の中立・公正な判断をすることができる者が1人以上
○年齢、性別などに著しい偏りが生じないよう配慮

農業委員の選出方法(定員14名)

- 町長は、推薦・募集を実施
町長は、推薦・募集の情報を整理し、公表
町長は、推薦・募集の結果を尊重して選任議案を作成
町議会が同意
町長が任命

改正法は、平成28年4月から施行されましたが、当町の農業委員の任期は、平成30年7月19日までとなっています。新しい農業委員及び新設される推進委員や、公募の方法・時期などについては、町の広報などでお知らせします。

●問い合わせ先 上毛町農業委員会 TEL 72-3111(内線184)

③農地利用最適化推進委員が新設されます

農業委員とは別に、担当地域で農地などの利用の最適化推進のための活動を行う農地利用最適化推進委員(以下「推進委員」)を新設します。

推進委員の選出方法(定員8名)

- 農業委員会が定める区域ごとに推薦・募集を実施
推薦・募集の情報を整理し、公表
推薦・募集の結果を尊重して選任
農業委員会が委嘱

④農業委員と推進委員が連携して活動します

農業委員会が、農地などの利用の最適化の推進の成果をあげるため、農業委員と推進委員が密接に連携し、それぞれの使命を十分に果たしていきます。

農業委員と農地利用最適化推進委員の連携

農業委員の主な役割
農業委員は、権利移動の許可、農用地利用集積の決定、転用許可に当たった意見具申など、最終的な意思決定を行います。推進委員と連携し、農地などの利用の最適化を推進します。



推進委員の主な役割
推進委員は、担当区域において、担い手の農地利用の集積・集約化や耕作放棄地の発生防止・解消など、農地などの利用の最適化の推進のための活動を行います。